

学校法人目白学園公益通報者保護規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）にもとづき、学校法人目白学園（以下「学園」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、公益通報とは、学園の教職員、学園の指揮命令下にある派遣労働者、学園と第三者との契約にもとづいて学園においてその業務を遂行する労働者（以下「教職員等」という。）及び学園と雇用関係にある大学院学生並びに大学生（以下「学生等」という。）が、学園又は学園の教職員等について法令若しくは学園諸規則等に違反する行為が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、保護要件を充足することにより、学園及び行政機関等に通報、相談することをいう。

(公益通報者の保護)

第3条 学園は、公益通報を行った教職員等及び学生等（以下「公益通報者」という。）並びに相談及び調査への協力を行った者を、公益通報又は公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、解雇、降格、減給その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって公益通報を行った場合には、この限りでない。

(窓 口)

第4条 学園の公益通報の窓口は、学園監査室（以下、「監査室」という。）とする。

(通報の方法)

第5条 公益通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は窓口における面談とし、原則として実名で行うものとする。

(公益通報への対応)

第6条 監査室は、公益通報を受けた場合には、当該公益通報者に対し、速やかに公益通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。また、

理事長に対し、速やかにその内容を報告しなければならない。

(公益通報に対する措置)

第7条 監査室は、公益通報の受付後速やかに、当該公益通報の内容に関する調査の必要性の有無その他必要な措置について検討しなければならない。ただし、法令又は学園諸規則等への違反行為として公益通報された事実が存在しないことが明らかである場合には、この限りではない。

2 監査室は、当該公益通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を速やかに当該公益通報者に通知しなければならない。

(調査委員会)

第8条 監査室は、公益通報の事実関係の調査のため、次の各号に掲げる通り調査委員会を(以下「委員会」という。)設置することができる。

(1) 委員会は理事長の指名する理事2名、教職員2名、その他理事長が必要と認める者若干名、監査室長、法人本部総務部長で構成する。

(2) 委員長は前号の理事の内から理事長が任命する。

(3) 委員会に関する事務は、監査室において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報された事案に当事者として関与している者又は関与していた者は、委員会の構成員とはしない。

3 理事長が公益通報された事案の当事者である場合には、予め理事会において定めた順位に従い、当該理事が第1項第1号及び第2号に定める理事長の職務を代行する。

(調査の実施)

第9条 監査室及び委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な関係資料の提出及び事実の証明、報告及び説明を求めることができる。

2 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、円滑な調査が実施できるよう、前項の求めがあった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(報告)

第10条 監査室は、委員会の調査進捗状況及び調査結果について理事長に適宜かつ速やかに報告しなければならない。

(是正措置等)

第11条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 監査室は、前項の措置が講じられた場合には、当該公益通報者に対し、是正措置の内容を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告をおこなうものとする。

(懲戒処分等)

第12条 学園は、調査の結果法令違反等の行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した教職員に対し、就業規則に従って、懲戒処分等を行なうことができる。

(不正を目的とする通報)

第13条 公益通報する者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 教職員が前項の通報を行った場合には、就業規則等に従って、懲戒処分を行なうことができる。

(遵守事項)

第14条 監査室員及び委員会委員は、その職務の遂行に当って知り得た個人情報及び事実を漏洩してはならない。

2 監査室員及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても前項の規定を遵守しなければならない。

3 監査室員及び委員会委員は、自らが関係する通報事実の処理に関与してはならない。

(学生・生徒等からの通報に対する準用)

第15条

学園の学生・生徒等からの通報については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月19日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。